日本国際政治学会『国際政治』編集要領

一　『国際政治』の刊行時期と掲載原稿

⑴　『国際政治』は毎年度三号が刊行される。刊行時期は、原則として、八月、一一月、二月とする。

⑵　『国際政治』に掲載される原稿は、特集論文、独立論文、書評論文、書評の四種類とする。

⑶　毎年度刊行される三号は特集テーマによる特集号とする。

⑷　『国際政治』各号の分量は全体で二〇〇ページを目安とし、どの種類の原稿をどれだけ掲載するかは編集委員会が決める。

⑸　『国際政治』に掲載した論文は、執筆者から事前に文書で編集委員会主任に申し出がない限り、刊行されてから2年を経過した適切な時期に、電子ファイル化され、インターネット上で掲載される。そのために、編集委員会は、印刷業者およびホームページ管理者との間で必要な手続きを実施する。

二　原稿の種類と取扱い責任者

⑴　『国際政治』に掲載される原稿は、その種類により、取扱い責任者が決められている。

⑵　特集論文の取扱い責任者は当該特集テーマの責任者（兼編集委員会委員）である。特集テーマと責任者は、編集委員会の原案に基づき、刊行予定時期のおよそ一年前までに理事会が決定する。責任者は、特集テーマに相応しい八から一〇本の論文（序章を含む）が特集号に掲載できるように、論文執筆希望者を公募するとともに、必要に応じて個別に執筆依頼を行うことができる。公募は、責任者が編集委員会主任と協議しつつ、募集記事を執筆し、学会ホームページとニューズレターを通じて行う。

⑶　独立論文の取扱い責任者は編集委員会の独立論文担当副主任である。独立論文担当副主任は、投稿された論文原稿の審査、編集に責任を持つ。投稿原稿の審査規定は別に定める。必要に応じて、独立論文担当副主任は、独立論文小委員会の議を経て、編集委員会として個別に独立論文の執筆依頼を行うことができる。

⑷　書評論文と書評の取扱い責任者は編集委員会の書評担当副主任（兼書評小委員会委員

長）である。対象となる文献と執筆者は書評小委員会が決める。

⑸　原稿の取扱い責任者は、原稿の執筆者に対して別に定める執筆要領に従って原稿を執筆するように念を押して、原稿の体裁が統一されるように努めるとともに、編集上の理由から、提出された原稿の修正や題目の変更など原稿の内容にわたる改訂を求めることができる。

三　編集作業と編集責任者

⑴　『国際政治』各号の編集責任者は、特集号に関しては当該特集テーマの取扱い責任者が務める。編集責任者は当該号の企画構成から掲載原稿の決定、入稿、校了までのすべての過程に関与し、当該号を適切なページ数で遅滞なく刊行する責任を持つ。また、特集号の編集責任者は特集テーマの趣旨や編集結果を踏まえた序章を執筆する。序章も特集論文に含まれる。ただし、特集号に掲載される独立論文については独立論文担当副主任が編集責任を持ち、すべての書評・書評論文については書評担当副主任が編集責任を持つ。

⑵　編集責任者は、当該号に掲載予定の原稿執筆者および印刷会社の担当者と緊密に連絡を取り、完成原稿の印刷会社への入稿、著者校正などを円滑に進行させる。原稿の印刷会社への入稿は、執筆者ではなく、編集責任者が完成原稿であることを確認した上で行う。掲載が決まった完成原稿については順次入稿するとともに、すべての原稿が刊行予定月の二ヶ月前までに入稿できるようにする。なお、書評論文と書評の原稿に関しては、書評担当副主任が、編集責任者と協議しつつ、完成原稿を入稿する。また、特集号に掲載される独立論文に関しては、独立論文担当副主任が、編集責任者と協議しつつ、完成原稿を入稿する。

⑶　編集責任者は、掲載予定原稿がすべて入稿された段階で、当該号の目次、英文目次、英文執筆者紹介、編集後記を作成し、印刷会社に入稿する。

⑷　編集責任者は、必要に応じて、題目や用語などの形式的統一のために、完成原稿が提出された場合でも、原稿執筆者にさらに文言の修正を求めたり、編集責任者として独自に校正したりすることができる。

⑸　編集責任者は、編集責任者自身や当該号の原稿執筆者が原稿入稿から校了の間に外国出張する場合には、印刷会社との連絡に遅延や障碍が生じないように印刷会社との間の連絡方法を必ず確保する。

⑹　編集委員会主任、副主任および編集責任者は原稿以外（表紙、目次、編集後記、奥付、英文目次、英文執筆者紹介など）の校正に責任を持つとともに、すべての校正が再校で校了になるように努める。なお、原稿の校正については、執筆者が責任を持つ。

四　その他

⑴　なるべく多くの会員に執筆機会を提供するため、特集論文か独立論文かにかかわらず、同一執筆者の原稿が『国際政治』に掲載されるのは、二年間に一回限り（学生会員のみ一年間に一回限り）とする。編集主任は、原稿取扱い責任者と緊密に連絡を取り、この制限が守られるように努める。なお、書評論文は、この制限に含まれない。

⑵　独立論文は、原則として、採択された原稿を受理した日付順に掲載する。再投稿された原稿が採択された場合は、再投稿原稿を受理した日付による。掲載する号は、編集委員会が決める。

以上

（二〇〇九年六月二〇日理事会改定）
（二〇一七年九月一七日理事会改定）
（二〇二〇年三月二二日理事会改定）
（二〇二一年三月七日理事会改定）
（二〇二五年六月七日理事会改定）